

防災教育支援作業委託業務 説明書

- 説明書本文
- 業務仕様書

愛 媛 県

説 明 書

防災教育支援作業委託業務に係る入札参加希望者の公募については、公告、関係法令に定めるもののほか、この説明書によるものとする。

1 業務の内容

(1) 業 務 名 防災教育支援作業委託業務

(2) 業 務 内 容

令和7年度に予定している愛媛県土木部河川港湾局河川課及び砂防課が主催する防災学習会（えひめ川の防災プログラム・砂防学習会）や県内の市町が開催する防災意識の向上を目的とした行事において、四国地方整備局四国山地砂防事務所（徳島県三好市）が所有する降雨や土石流の体験装置等の運搬・設置・撤去及び運営作業を実施する。

(3) 業務の詳細な説明 防災教育支援作業委託業務仕様書による

(4) 履 行 期 間 契約日から令和8年2月27日まで

2 入札参加希望者の要件

(1) 入札参加者に必要な資格

知事の審査を受け、令和5～7年度の製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められた業者で、次の要件を全て満たす者

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

イ 入札参加申請書の受領の期限の日から開札までの期間に、知事が行う入札参加資格停止の期間がない者であること。

ウ 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てがなされていないこと（民事再生法の規定による再生計画認可又は会社更生法の規定による更生計画認可の決定を受けている者を除く。）。

エ 四国内に本店を有すること。

オ 過去10年間に、同種の業務（防災に関する体験装置（起震車を除く）の運搬・設置・撤去及び運営作業等）の実績を有する者であること。

(2) 応募した者の中から入札参加者を選定するための項目

入札参加者は、入札参加申請書提出者の中から、業務の実績並実施体制等を勘案し選定するものとする。

3 入札参加申請書の提出等

入札参加希望者は、次により入札参加申請書（別記第 1 号様式）を提出しなければならない。

（１）入札参加希望者の要件

入札参加申請書を提出することができる者は、入札参加申請書を提出する時において、２の（１）に掲げる要件をすべて満たしている者とする。

（２）入札参加申請書の受領期間並びに提出の場所及び方法

ア 受領期間

令和 7 年 5 月 12 日（月）から 5 月 23 日（金）までの執務時間中（月曜日から金曜日までの午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までをいう。）

イ 提出場所

愛媛県松山市一番町四丁目 4 番地 2

愛媛県土木部河川港湾局砂防課傾斜地保全係

ウ 提出方法

持参又は郵送により提出すること。電送による書面は受け付けない。なお、郵送による場合の提出締切は持参の場合と同一とする。また、郵送は、必ず郵便書留等、配達記録が残るものを利用するものとする。

（３）入札参加希望者は、入札参加申請書に次の書類を添付して提出しなければならない。

ア 同種の業務に係る履行実績調書（別記第 2 号様式）

記載する実績は、平成 27 年度以降に完了した実績で 1 件以上 3 件まで記載すること。

イ 業務の実施体制について、下記の内容を別記第 3 号に記載すること。

- ・主たる部分を再委託してはならない。
- ・他の業者等に主たる部分以外を再委託する場合、再委託先の名称及び再委託内容を記載する。

ウ 契約書の写し

（３）のアの履行実績として記載した業務のうち、発注機関が愛媛県以外の契約については金額等を証明できる契約書の写しを添付す

ること。

(4) その他

ア 入札参加申請書の作成及び提出にかかる費用は、入札参加希望者の負担とする。

イ 提出された入札参加申請書は返却しない。

ウ 提出された入札参加申請書は入札参加者の選定以外に無断で使用しない。

4 入札参加者の指名

入札参加者は、入札参加申請書提出者の中から選定し、その結果を入札参加申請書受領期限の日からおおむね20日以内に書面により通知するものとする。

5 指名されなかったものに対する理由の説明

(1) 入札参加申請書を提出した者のうち指名しなかった者（以下「非指名者」という。）に対して、指名しなかった旨を入札参加申請書受領期限の日からおおむね25日以内に書面により通知する。

(2) 非指名者は、非指名の通知の日の翌日から起算して5日以内に書面により指名されなかった理由（以下「非指名理由」という。）の説明を求めることができる。

なお、書面は次の提出先に持参又は郵送することとし、電送によるものは、受け付けない。なお、郵送による場合の提出締切は持参の場合と同一とする。また、郵送は、必ず郵便書留等、配達記録が残るものを利用するものとする。

愛媛県松山市一番町四丁目4番地2

愛媛県土木部河川港湾局砂防課傾斜地保全係

(3) 説明は、理由の説明を求めることができる最終日の翌日から起算して5日以内に書面により回答する。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

入札参加者は、入札保証金を納付すべきこととされた場合にあつては、入札書の提出期限までに、入札保証金又は入札保証金にかわる担保を納付しなければならない。

(2) 契約保証金

契約の相手方は、契約保証金を納付すべきこととされた場合にあっては、所定の手続きに従い、所定の期日までに、契約保証金又は契約保証金にかわる担保を納付しなければならない。

- (3) 入札保証金及び契約保証金に係る取扱については愛媛県会計規則の規定による。

7 その他

その他不明な点は、愛媛県土木部河川港湾局砂防課傾斜地保全係に照会すること。（電話 089-912-2702）

入札参加申請書

令和 年 月 日

愛媛県知事 中 村 時 広 様

申 請 者
住 所
商号又は名称
代 表 者 氏 名

印

令和 年 月 日付けで公募のありました次の業務に係る入札に参加したいので、関係書類を添えて申請します。

なお、指名されるための要件をすべて満たしていること、並びに本申請書及び添付書類のすべての記載事項は事実と相違ないことを誓約します。

記

1 業 務 名

2 添付書類

- (1) 同種の業務に係る履行実績調書 (別記第2号様式)
- (2) 業務の実施体制に係る書類 (別記第3号様式)

注 「印」は、法人にあっては代表取締役の印、個人にあっては代表者の印を押すこと。

注 不要な添付書類は削除して使用すること。

同種の業務に係る履行実績調書

申請者名：

業務等名			
発注機関名			
契約金額			
履行期間			
業務等の概要			

注1 最新の履行実績から1件以上3件まで記載すること。

注2 発注機関が愛媛県以外の契約については金額等を証明できる契約書の写しを添付すること。

業務の実施体制

申請者名：_____

再委託の予定	委託先
	委託内容

注1 再委託とは、業務の一部について第三者に委任し又は請け負わせること。

注2 主たる部分を再委託してはならない。

防災教育支援作業委託業務 仕様書

第1条 適用範囲

本仕様書は、愛媛県が実施する「防災教育支援作業委託業務」（以下「委託業務」という。）に適用する。

第2条 目的

委託業務は、愛媛県土木部河川港湾局河川課及び砂防課が主催する防災学習会（えひめ川の防災プログラム、砂防学習会）や県内の市町が開催する防災意識の向上を目的とした行事において、以下に示す作業を実施するものである。

第3条 打合せ

委託業務における打合せは、以下の2回を予定している。

- （１）受注時 （２）成果納入時

第4条 業務内容（体験装置等の運搬・設置・撤去及び運営作業）

1. 実施場所については、別紙—1のとおり予定している。内容等に変更が生じた場合は変更契約できるものとする。
2. 四国地方整備局四国山地砂防事務所（徳島県三好市）が所有している降雨や土石流の体験装置（以下「体験装置」という。）を無償で借り受け、実施場所までの運搬及び設置すること。作業にあたっては、各種法令を遵守するとともに安全の確保を十分に行うこと。

なお、実施場所ごとに実施関係者と調整のうえ、事前に現地調査等を行い運搬経路・設置場所等の確認のうえ、四国地方整備局四国山地砂防事務所へ提出する広報装置運搬・設置の確認・注意事項（以下「確認書」という。）を取りまとめ、発注者に提出すること。事前調査時に運搬・設置に関する問題が確認された場合には、発注者に報告すること。

3. 体験装置設置後、起動確認を行うこと。設置・起動時に不測の事態等が発生した場合には発注者に報告するとともに、降雨や土石流の体験学習の開始までに対処できる軽微なものについては次善の処置を行うこと。
4. 委託業務後、直ちに体験装置を撤去し、四国地方整備局四国山地砂防事務所（徳島県三好市）に速やかに返却すること。
5. 体験装置返却にあたっては、清掃を行い、装備の有無及び破損状況の確認を行うこと。

6. 体験装置の操作等、運営人員は原則2名とする。運営人員数に変更が生じた場合、必要と認められる経費について発注者と協議するものとし、変更契約できるものとする。
7. 砂防課が所有している土石流対策模型、急傾斜地崩壊対策模型及び地すべり対策模型（以下「土砂災害対策模型」という。）を愛媛県砂防課で借り受け、実施場所まで運搬すること。必要に応じて、防災教育実施後、砂防課まで返却すること。
8. 土砂災害対策模型使用後は、備品の有無及び破損状況の確認を行うこと。
9. 砂防学習会等に用いる防災マップや、配布冊子、パンフレット等については、別紙―2を想定している。砂防学習会実施前に愛媛県砂防課より受領または印刷し、指示に従い必要部数等を実施場所まで運搬すること。防災学習会等の規模や内容により、必要と認められる経費について発注者と協議するものとし、変更契約できるものとする。

第5条 体験装置、土砂災害対策模型について

1. 委託業務に使用する体験装置、土砂災害対策模型（以下「体験装置等」という。）は、別紙―3のとおりとする。
2. 体験装置等及びこれに付帯する物品類を受注者が損傷した場合は、速やかに受注者において修理しなければならない。
3. 受注者は、体験装置等を、委託業務以外の目的に使用してはならない。
4. 受注者は、体験装置等を滅失した場合は、速やかに同等品以上の代品を弁償し、棄損した場合は原形に服さなくてはならない。
5. 本条第2項及び第4項の事態が生じた場合は、直ちに発注者に報告し発注者の指示を受けること。

第6条 体験装置の修理

受注者は、体験装置に修理が必要と認められた場合は、発注者と協議するものとし、必要と認められる経費について変更契約できるものとする。

第7条 再委託

受注者は業務の全部を一括して、又は下記の部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

- ・業務の管理及び統括
- ・体験装置の操作、説明

委託業務 実施予定箇所

開催地	回数	運営人員 (人/回)	対象機器
四国中央市	2	2	土石流3D体感シアター・降雨体験装置・発電機
新居浜市	1	2	土石流3D体感シアター・降雨体験装置・発電機
西条市	5	2	土石流3D体感シアター・降雨体験装置・発電機
今治市	2	2	土石流3D体感シアター・降雨体験装置・発電機
松山市	3	2	土石流3D体感シアター・降雨体験装置・発電機
伊予市	1	2	土石流3D体感シアター・降雨体験装置・発電機
東温市	1	2	土石流3D体感シアター・降雨体験装置・発電機
久万高原町	1	2	土石流3D体感シアター・降雨体験装置・発電機
内子町	1	2	土石流3D体感シアター・降雨体験装置・発電機
伊方町	1	2	土石流3D体感シアター・降雨体験装置・発電機
宇和島市	1	2	土石流3D体感シアター・降雨体験装置・発電機
松野町	1	2	土石流3D体感シアター・降雨体験装置・発電機
愛南町	3	2	土石流3D体感シアター・降雨体験装置・発電機
合計	23		

防災学習会配布等資料一覧

名称	概略寸法等	数量等	提供元	備考
該当市町の防災マップ	A4 パンフレット等	5冊程度	砂防課	防災学習会実施校等に該当する市町の防災マップ使用後は持ち帰る
土砂災害から命を守るために	A4 パンフレット	必要数 (児童・生徒数程度)	砂防課	
副読本	A4 冊子	20冊/校程度	砂防課	
えひめ土砂災害危険度情報	A4 パンフレット	必要数 (児童・生徒数程度)	砂防課	
えひめ土砂災害情報マップ	A4 パンフレット	必要数 (児童・生徒数程度)	砂防課	
みきゃんの防災グッズチェックリスト	A6 パンフレット	必要数 (児童・生徒数程度)	砂防課 (防災危機管理課)	
愛媛県防災メール	A4 パンフレット	必要数 (児童・生徒数程度)	砂防課 (防災危機管理課)	
みきゃんシール	シール4種類	必要数 (児童・生徒数×4程度)	砂防課 (防災危機管理課)	配布残数については、持ち帰る
SABOもの知り博士認定証	A3 賞状	必要数 (2枚/校程度)		対象小学校の名称等を記載

※必要資料や配布数等については、実施校の規模等によって変更するため、砂防課の指示に従うこと。

委託業務 体験装置一覧

名称	概略寸法	重量(kg)	保管場所	備考(電気容量)
土石流3D体感シアター	W5450(室外機除く)×D2300×H2600	約3,000	四国山地砂防事務所	1φ3W 100V 6KVA
降雨体験装置	W4000×D2100×H4250 (運搬降下時はH2650)	約2,000	四国山地砂防事務所	3φ3W 200V 7KVA 単相100V 1KVA
発電機(YAG25S-5)	W1550×D660×H910	約700	四国山地砂防事務所	定格出力25KVA